

京都市上京区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	修正・変更前	修正・変更後
1	入札説明書様式集							様式62 事業計画提案書 長期収損益計画表	事業年度 26～41 営業収入計 サービス対価 維持管理部分 その他 営業費用計 維持管理費 公租公課 その他 3. 各年の費用は、事業年度1年目を除き、各4月から翌年3月までの1年間の費用を記入すること。1年目は、4ヶ月分とすること。	事業年度 26 ～41 営業収入計 サービス対価 施設整備費部分 維持管理費部分 その他 営業費用計 施設整備費 維持管理費 公租公課 その他 3. 各年の費用は、各4月から翌年3月までの1年間の費用を記入すること。維持管理費の1年目は、4ヶ月分とすること。
2	入札説明書様式集							様式63 事業計画提案書 キャッシュフロー計画表	事業年度 26～41 3. 各年の費用は、事業年度1年目を除き、各4月から翌年3月までの1年間の費用を記入すること。1年目は、4ヶ月分とすること。	事業年度 26 ～41 3. 各年の費用は、各4月から翌年3月までの1年間の費用を記入すること。維持管理費の1年目は、4ヶ月分とすること。
3	契約書(案)	23						第59条第1項	第59条 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、本件施設の引渡予定日(平成25年度にあつては各事業年度の末日)を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」)を締結し、その保証書を甲に寄託して、施設整備費部分(ただし別紙7に規定する実施設計費及び工事負担金に相当する金額を除く。第4項において同じ。)の当該事業年度の出来高予定額の10分の4以内(ただし上限3億円)の前払金の支払を甲に請求することができる。	第59条 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、 本件施設の引渡予定日を保証期限とする 同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」)を締結し、その保証書を甲に寄託して、施設整備費部分(ただし別紙7に規定する実施設計費及び工事負担金に相当する金額を除く。第4項において同じ。)の当該事業年度の出来高予定額の10分の4以内(ただし上限3億円)の前払金の支払を甲に請求することができる。